# 協同組合運動とその思想

一千石興太郎研究ノートー

猪 股 趣\*

Itaru INOMATA

The Ideas cherished in

Co-operative Union Movements

### はしがき

日本資本主義は日清戦争後に体制的に確立されたのであるが、その過程において、地主的土地所有の編成・確立の過程をともなった。資本主義の進展が深化するにつれて農村は貨幣経済に席捲され、一方、地主的土地所有の進展とともに農村における自小作農民の窮迫化が顕著となっていく。農民階層の分化、それにともなう地主・小作人間の階級対立の発生は、資本主義の確立・発展の必然的結果であるとしても、そのことは日本資本主義の社会的基盤を動揺させることともなる。

我国における産業組合の先駆的型態は、産業組合法成立以前にも存在したのであるが、明治33年に成立した産業組合法によって、産業組合はその法的基礎を与えられた。

産業組合法の成立は、松方デフレによる農村の不況にもとづく農民層の分解が進行していく過程において、「中産以下層」の農民の救済手段として、マイエット、エッケルトなどの外人政府顧問および品川弥二郎、平田東助などの政府官僚が、ドイツの信用組合制度を日本に導入しようとしたことに始まる。明治24年にはシュルツエ式にもとづく信用組合法案が政府によって議会に提出され、また明治30年にはライファイゼン式に接近した第一次産業組合法案が貴族院に上程されたが、いづれも流産となった。つづいて明治33年に第一次産業組合法案に若干の修正を加えて再び産業組合法案が議会に提出され、法案は第14議会を通過して同年9月1日より実施されることとなる。

このような産業組合法成立の経緯のなかにあって,平 田東助の協同組合思想を,坂本慶一氏は次のように指摘 されている.

「平田の協同組合思想は、シュルツェ信用組合制度と報徳社精神との結合をはかりつつ、しだいにライファイゼン的な方向に傾斜していったが、その思想の中核をなす『中産以下農民の保護・育成』の理念は、信用組合法案の提出より産業組合法の成立にいたるまで、終始、つらぬかれた。だからこそかれは、そのご産業組合中央会会頭として、産業組合の発展に尽力することができたのである。

産業組合をつうじて『中産以下農民の保護・育成』をはかろうとした平田の直接の目的は、殖産興業政策の基本線にそって、小農経営の資本主義経済への適応をはかり、さらに地主・小作間の階級的調和と地方自治制度の確立を企図するとともに、国家主義的道徳を厳守する小農民を養成せんとするにあった。そうすることによって、かれが達成しようとした究極の目的は、天皇制国家の権力基盤を強化することであった。」(1)

## (1) 坂本慶一「協同組合思想の形成」 『農業経済研究』 第35巻第1号 21頁

産業組合設立育成期における協同組合思想は、以上の 坂本氏の適確な指摘につくされているが、産業組合法成 立以後の産業組合は、技術・農政の指導に主体性をおい た大日本農会(明治14年設立、43年帝国農会となる)を 助産婦並びに保母として、資本主義的経済基盤、ひいて は天皇制国家基盤を強化するため、国家権力の保護のも とに設立・育成されていくこととなる。農会は指導団体 として地主的性格を濃厚にもつものと規定されている が、産業組合は農業経済団体として、明治42年に中央 会、大正年間には各種の連合会および中央金庫を設立さ

<sup>※</sup> 農林経済学研究室

せ,また雑誌「産業組合」や「家の光」などの発刊によって,その機能を拡大させていく.

ところで,千石興太郎は産業組合設立・育成期に島根県農会技師として赴任し,同時に産業組合島根支会に関係して県下産業組合の設立・育成運動に縦横の活躍をなす。大正末期からは中央に進出し,のちには全国産業組合中央会会頭をはじめ,各種の連合会にも関与して産業組合の独裁的地位をえることとなる。この間,彼は強烈な産業組合運動を展開したのであった。

本稿は千石興太郎の研究ノートとして,かれの協同組 合運動のなかで,以下の点を課題とする.

- (1) 千石の協同組合運動をささえていた理念または思想は何か、そこにはどのような限界があったか。
- (2) 千石の協同組合運動の足跡は、とりもなおさず 我国の産業組合運動の足跡であるが、その理念または思 想そのものに変化はなかったのであろうか。

#### 島根時代の協同組合運動とその思想

千石興太郎が島根県に赴任したのは、明治39年4月25日,彼が33才の時のことであった。以後14年間,多言実行主義をモットーに、県内における縦横の活躍によって,後年の中央における「産業組合の独裁王」の素地を養ったのであった。千石興太郎が島根県に赴任したのは県農会技師としてであったが,彼はまた島根県技師となり,島根県農会選出帝国農会議員となって,農業の指導奨励ならびに農政運動に活躍し、中央に「島根の千石」の名をとどろかすに至った。部落農会の設立、町村農会技術員制度の創定、農村経営模範事業や共同販売購買斡旋事業の企画実施,島根県農政研究会の創立等は、14年にわたる彼の島根県在任中の事蹟にあげられる。

時あたかも農会はその必行事業の一つとして、産業組合設立運営の指導奨励を進めていた。千石興太郎が島根県に赴任して10日後の5月5日、大日本産業組合中央会島根支会が設立され、県農会幹事の千石は同時に支会理事にも選任された。ここに千石が産業組合運動を始める契機がうまれる。

干石興太郎はその偉大なエネルギーによって、県農会の仕事を進めるとともに島根支会の事業をもりたてていった。支会の事蹟は、講習・講話会、協議会等の開催、組合関係冊子の刊行、優良事例の表彰、中央との連絡等であり、これらを通じて彼は島根県産業組合の設立育成運動に尽したのであった。彼は島根支会の理事長として貧弱な予算をきりもりして事業をのばし、41年から県の補助金の外に中央会より交附金を受けることに成功し、大正元年には島根県産業組合連合会が設立されるや

その理事ともなり、4年には各組合平等の会員負担制度を実施して、島根支会の財政を確立した。筆をとっては島根県農会報上に産業組合問題についての論稿を掲げ、県下農村の隅々まで歩を運んで産業組合設立育成の指針を与えたのであった。

ところで、明治10年代の島根県産業組合の実情は、産業組合法発布後の揺籃期をすごして普及期ともいうべく、いわゆる「戦後経営」の一策として組合の設立が大いに奨励されていたが、設立をみた産業組合の中には内容のともなわないものも存在した。千石興太郎はこの事態に対して、次の如き警鐘を発している。

「……産業組合の目的は産業の進歩発達を図り産業者の経済状態を改善するにあり……予輩は敢て組合設立の早きを望まず又其の数の激増を喜こばず寧ろ地方有力者が真に産業の改良と産業者経済状態改善の必要を認め至誠以て之れが計画に当り熱心以て組合の功果を完全ならしむるの決心を以て徐ろに之れが設立の計画を立てられん事を熱望するものなり此に於てか組合設立の功果揚り産業は進歩発達し国富の増進は民力の発展に伴ひ産業者は各其の地位に安んじ其の職に励むに至る可。」(②)

(2) 千石興太郎「産業組合の設立について」 『島根県農会報』 明治42年9月号

千石のこのような警鐘は、やがて大正の始めから産業 組合の内容改善、充実期にむかう前ぶれとなる。

千石興太郎は、島根県在任中以上のような産業組合運動を展開し、県下産業組合の設立・育成に尽力したのであるが、しからばその運動の背後にある彼の理念ないし思想はどのようなものであったのだろうか。

千石は,農村内部における強きものは地主であり,弱きものは自作農あるいは小作農であるとする。そうして資本主義経済下における激烈な生存競争に勝つべく,弱者たる農業者が諸般の施設をなすべき必要性を,以下のように説く。

「………我国農村の方面について観察するに、弱肉強食優勝劣敗の現象は、やはり総ての上に於て行なわれておる、統計上より見れば年々各種の産物は其の収量を増加し、村の富は益々増加する様な所謂模範とか優良とか云ふてをる農村に於ても、十年前の小作人はやはり今でも小作人であって土地を持つことが出来ない………是全く弱肉強食、優勝劣敗の行れておる為ではあるまいか、大なる地主は農村の強者にして、自作農業者や小作農業者は弱者である。幸にして近時大なる地主の自覚によりて、弱者を保護奨励するの手段方法が実施せらるる様になってきて、為に地主小作人間の関係は円満となり両者の紛争は絶えて無きに至らんとしておれども、教育の普及智識の進歩は、農村に於ける下層階級の多数の

者に、将来益々種々の思想を鼓吹すべきを以って、今までよりもより以上に下層階級に属する多数の者の、経済的及社会的地位に対して進歩発展の気運を与ふべき、施設劃策をなす必要を生ずるに至るべきであろうと思ふ。

されど農業者に取りて最も考慮を要すべき重大なる問題は、農村内部に於ける強者対弱者の問題にあらずして、農業者対農業者以外の階級問題である。農業者は農村内部に於て同業者間の生存競争を行ひつつある外、商業者工業者等の他職業者と競争をなさなければならぬ。農業者と商工業者、農村と都市は過去に於ても、現在及将来に於ても、激甚なる生存競争の対手者であって、殊に今後は一層其の度を加ふる次第である。……若し農業者が此の競争に敗を取り劣敗者の位置に立つときは、農家経済の上進、農村の振興決して期待することを得ざるものであります。農業者が其の競争対手者たる商工業者に対する現在の地位は如何、……遺憾ながら弱者の地位に立ちおるのである。……而かも農業者は之を覚知するの明なく、徒らに蝸牛角上区々たる同業者間の競争に齷齪なしつつあるのであります。

今是を経済上の点より観察するに、農業者は果して独立有利なる経済状態を保持しておるや、農村は独立自主の経済組識によりて其の福利を増進しておるや、余輩は否と断言するを惮らないのである。大多数の農村の状態は、農業者の穫得すべき当然の利益を収むるに必要なる、経済的施設を具備せざるが為に、或は具備するも其の活動充全ならざるが為に、農業者の収め得べき利益は之を商業者の為に侵蝕せられ、其の結果として農業の利益は減少し、農家の経済状態は上進改善せられざるの不幸を見つつあるではないか。……されば農業者は此の方面に於て先づ覚醒なし、農村経済をして独立自主の活動をなすことが出来る様にせねばならぬ。然らざれば経済上に於ける優勝者となりて、農業者の地位を上進することは永久に不可能である。…………

県下の農業者にして幸に此の弱肉強食、優勝劣敗の真理を覚知することが出来たならば、宣しく農業者の一致団結を堅ふし、農村の独立自主を図り、以て激烈なる生存競争に於て優勝者たるに必要なる、諸般の設備を具備すべきである......」(3)

#### (3) 千石興太郎「弱者たる農業者」

#### 『島根県農会報』 大正2年6月号

農村の弱者は自作農業者や小作農業者であるが,(自作者,小作者の明確な規定は彼の論説中からは見当らない)こうした農村の弱きものの真の敵は地主ではなく,販売面購買面において価格を支配する都市商工業者であるとする。こうした真の敵=都市商工業者に対して農村の独立自主を図るため,農業者の一致団結した施設(産

業組合が中心になることは明白である)を具備するゆえんがあきらかにされる。

千石は、農村内部の強きものは地主であるが、地主は 農業者の敵ではなく、農村から排除すべきものではない と言う。むしろ地主は村治の中心となり、農事改良の推 進となるべき事を主張する。こうした役割をになうのは 在村地主であって、都市に居住するいわゆる寄生地主 は、彼も排除するところであった。そうして「……地 主は地主、小作人は小作人、各其の分に応じ必要なる農 業上の知識を覚得するの考をなさなければならぬ…… …」のという報徳的思想がその理念の中に存していた。

#### (4) 千石興太郎「今と昔」

#### 『島根県農会報』 明治42年5月号

ところで、千石は、農村における強き者と弱き者、すなわち地主と自作農小作農の協調によって、「都会文明」に遅れをとる「農村文明」を建設することこそが、日本帝国興隆発展の根抵であるとつぎのようにいう。

「……現時の我国の状態を観察するに都会文明は相 当に建設せらるるに至れりと雖,農村文明は未だ甚だ幼 稚なるの域を脱せず都会文明に比すれば甚だ劣れるの観 があります。且つ社会百事の施設多くは都会を中心とし て企劃せらるるを以て, 其の結果都会は益々進歩し農村 は益々衰退するの現象を呈するに至るのであって、殊に 将来の国民を養成するに最も大切なる国民教育の如きも 都会を標準としたる劃一主義を以て、地方の農村漁村を 律するが故に教育は反って是等地方の振興を害するが如 き結果を呈することがある. 豊實教育のみならんや諸般 の施設経営此の類のものが甚だ多い。故に今後は国家と しても都会文明の進歩にのみ満足せず農村文明を樹立す べき誠意ある政策を確立遂行するは勿論、農業者自らも 農村文明の樹立を以て農業者の標榜として自覚奮励せな ければならぬ. 是実に我帝国将来の興隆発展を期図する の根抵となるべき要素であります………」(5)

#### (5) 千石與太郎「農村文明論」

『島根県農会報』 大正5年1月号 25頁

「農村文明論」は大正5年1月号全紙60頁をこれに 費やした論稿であって、都会文明と農村文明の併進を前 提とし、おくれをとる農村文明の建設こそ、実力の充実 した農村の形成にとって必要であるとする。

「農村文明の建設とは実力の充実したる農村を形成することにして、農村の実力――富力、智力、体力、気力――が充実されて、村民の各階級の総ての者が其の責務を知り地位を覚りて元気能く其の業務に励精し、各自其の分に応じて平和円満なるの生活を送り得るようになるのが農村文明の真髄である」(6)

#### (6) 同上 「農村文明論」 39頁

千石興太郎の「農村文明論」は,「都市対農村」に焦点をおき,都市に対する農村の実力の養成の目的は,農村内部の各階級のすべてのものがその責務と地位を覚り,その分に応じて平和円満に生活することであるという。このような所論は,後述する彼の農村内部の地主と自・小作農の階級的調和の問題とも関連をもつ。

ところで、農村文明建設の憲章の主たるものは、「農 業の生産を増加し其の利益を増進して農家経済状態を改 善すること」(\*)であって、「農村に於て之を実現する に足るべき地方に適応したる施設経営を実行するとき は,農村文明の建設は必ずしも難事ではない」(8) と考 える. 農家経済状態を改善する施設としては, 産業組合 が最適であり、信用組合、購買組合、販売組合、生産組 合の概要を論述したのち、「之を要するに農村に於ては 諸般の共同的作業を営ましむるを以て最急最要のことと なす。共同的作業は社会の進歩に適応する合理的の経営 を行なふを得せしめ、農業の利益これによりて初めて増 進するを得るに至るものにして, 産業組合の設置と其の 発達は、此の目的に向って最も適応したるの施設なりと す」(9) と指摘し、最後に「我帝国の興隆発展 は都会 文 明に劣らざる農村文明の建設によるべきであって之を完 成するの責務は農業者にあるのであるから、農業者が自 覚奮励するにあらざれば, 到底国家将来の興隆発展は期 図することが出来ないのである.」 (\*\*) と農業者の自覚を まって「農村文明論」を結ぶ.

- (7) 同上「農村文明論」 41頁
- (8) 同上「農村文明論」 42頁
- (9) 同上「農村文明論」 50頁
- (10) 同上「農村文明論」 60頁

以上,千石興太郎は,国家の興隆発展を企図するために農村文明の建設こそ必要であり,農村文明の建設にあたっては産業組合が最も適当した施設であるとするが,地主と自作・小作人間の農村内部の階級的調和をはかり,自治の確立された平和な農村をきずくために,「農村に於ける農業者の総てに土地を所有せしむべし」と強調する.

「農業者の総てに向って多少なりとも土地を所有せしめ、彼等を自作兼小作農業者として農業に従事せしむることは、農村政策の理想として必ず到達せざるべからざる肝要の事項である……多少の土地を所有なし、之を自作すると同時に地主の土地を小作するところの所謂自作兼小作農業者こそ、農村に於て最も価値ある尊重すべき農業者にして、農村の永久変らざるの繁栄は之によりて保証せらるるものであります。されば現在に於ける土地を所有する小農業者を保護扶済して其の数を減少せざると共に、将来之を増加するの方策を講究実施すること

が農村振興の根本問題にして、之を解決する暁に於て初 めて真の理想的農村を実現なし得るものであると確信す る. ……然るに此の事たるや之を実行するの時期に到 達するの甚だ容易ならざるところあるものにして、地主 の側では此の様な主張を農村に対する危険思想視して頭 から真面目に相手にせざる連中もある位なれば、農村に 於て此の問題に対する施設経営は未だ前途遼遠と言わね ばならぬ. ……されど決していつまでも其の儘にな しおくべき問題にあらず,農村永遠の繁栄を期図し地主 将来の利益を維持せんと欲せば一日も早く講究を初めざ るべからざるものであって, 現在の農村に於ける比較的 平和なる農民思想が破壊革新せらるるの動機が農村に流 入せざる前に当って,此の根本的事業を施設計劃なし, 小農業者の前途に向って輝々たる光明と幸福なる未来を 与ふることとなせば、百千の破壊的思想が農村を襲来す るとも決して憂ふることはなく, 農村の基礎は確固に地 主の将来は多福であって,農村の繁栄振興は自然に期待 されることができます。……・・余輩は我国農村の将来に 対して出来得る限り在来の順良なる農村的慣習を維持保 存せしめ, 地主を中心として地主小作相互の共生的関係 による平和円満なる農村を期待するものであるから,小 農業者に土地を所有せしむるの方法に関しても国家又は 地方官庁の施設に待つことを好まぬ次第であって, 或は 多少長き年月を要するやも知れざれども,農村の大なる 地主を覚醒して其の自覚的努力によりて之を成功せしめ たいのである。幸にして其れが出来れば大なる地主の徳 沢は小農業者を潤して、是等小農業者は其の恩愛に感じ 永久に自作兼小作農業者として地主に隷属するに至り, 此に初めて平和健実なる理想的農村を実現せしめ得るこ とが出来る. されば余輩の第一に冀望する方法は大なる 地主が自己の小作農業者に向って、尚能ふべくんば自村 にある他の小なる地主の小作人に向っても, 相当の土地 を売与するの便宣を与ふるのみならず之を奨励すること を要求したいのである. 勿論相当の条件を付することは 必要であるが、例えば一定の面積の田地を一定の金額を 蓄積したる小作農業者に向って譲与し, 価格の一部は其 の蓄積金額によりて直ちに支払はしめ, 残額は年賦償還 の方法に依りて五ヶ年乃至十ヶ年位を期して完納せしむ るが如き,尚其の田地は決して他人に売買譲与を許さざ ることとなし、止を得ざる場合には之を地主に売戻すの 契約をなさしむる等,適当なる方法と条件を以て土地所 有を可能ならしむるの便宣を, 大なる地主が小作農業者 に向て与ふることが農村将来の社会政策上に於て最も観 奨すべき方法なりと確信する. 之に依りて地主小作間の 連鎖は平和的に且つ従属的に将来永遠に渉りて継続せら れ,農村繁栄振興の基礎は確立不変敢て憂ふることなき

に至るべきであります.是と同時に農村に於ける信用組合は其の資金充実し其の基礎鞏固となるに至れば,特に土地購入資金の供給に対して利便なる貸出方法を講じ,大なる地主の計画と相策応して其の目的を貫徹することを図るを要し,又町村に於ても基本財産として蓄積したる資金あれば,此の方面の経費に流通なして低利の資金を供給なし得る様になすべきである.………農業の改良,農村の振興,其の根本的解決の問題は一に農業者の総てに土地を所有せしむることにありと確信する.」ω

# (11) 千石興太郎「農業者と土地――農村に於ける農業者の総てに土地を所有せしむべし」

『島根県農会報』 大正2年8月号

以上に引用した千石興太郎の所論は,「自作兼小作農 こそ価値ある農業者であって,農村の繁栄は彼らによっ て保証されている.従って自小作農を『保護扶済』する と同時に,将来その数を増加することが理想的農村を実 現する道である.農村の繁栄を望み,地主将来の利益を 維持しようとすれば,大地主は自小作農たる小農業者に 土地を売与して農村の基礎を確固たらしめ,地主と小作 人を共生させて円満な農村の建設を願うべきである.農 村信用組合も資金充実につとめ,小農業者の土地購入資 金の貸出に利便を講ずべきである.」と要約されよう.

ところで、「すべての農業者に土地を所有 せ し む べ し」といっても、それは決して農地の完全解放でありえ ようはずがなかった。地主制下のもと、明治末期から胎 動を始めた小作争議に対処して、農村内の弱者である自 小作農に土地を与えることが、とりもなおさず「保護扶済」となり、産業組合は資金面から小農業者の土地所有 に協力すべきであり、こうした「保護扶済」が、ひいて は農村内への危険思想の侵入に対する防潮提となって、地主の利益、農村の平和がはかれると思考する。

さて、千石興太郎は、農村の7ないし8分をしめる下級住民(下級住民とは、おそらく自小作、小作階級であろう)の経済状態を改善し、町村自治を完成させるための施設として、産業組合の必要性を以下のように説く。

「……国家の基礎であり、単位である所の町村の発展を図り、町村の隆盛を期し、また町村の富強を計るにあらずんば決して国家の隆盛と国力の富強は期することができんものであります。……町村の総ての階級の住民が其経済状態を改善し、其生活状態を向上して、面白く楽んで其日其日を送るやうに成って来さへすれば、夫が即ち町村自治の理想に達したものであると云ふて宣かろうと思ふです。……町村は恰も三角台のやうなもので、三角台の下の方の七分或は八分迄は下級の階級に属する所の住民である。下の方の七八分は下層の住民で上の方の二分位が中流で、其一番上の極僅なる部分が上流

に属するものである. デあるから此三角の台の基礎とな るべき、下級の階級の者の地位が確固不抜でなければ町 村全体がグラツクのである。……唯徒らに上の方の少 数の階級にのみ重きを置て其方の階級の進歩発展のみを 図って、七分或は八分の多数の土台なる下層の階級の者 の経済状態、生活状態の改善策を講ぜねば必ず其町村は グラグラする。………デあるから何うしても此町村の自 治の基礎を鞏固になし、町村の完全なる発達を計るに は、今後総ての階級の住民、殊に下級の住民の経済状態 を改善し、生活状態を向上して各人が喜んで其村に住ふ といふやうにせなければならん、然らば其経済の改善に は何ういふやふな事を考へたならばいいか……要する に共同的作業です。……而して其共同的作業といふ事 は現在の町村の状態に依て行いやうは色々有ります。例 へば共同購入にしましても、或は村農会で世話をして遺 るといふ所もありませうし, 或は今一層小区域なる部落 位で行ふ所があり、或は地方の熱心な方が自分の附近の 者だけを世話して遣って居る所があり, 或は又村の内で 実行組合とか、或は部落農会とかいふやうな物を設けま して、小さな区域だけで以て実行して居る所が有る. 是 等は何れも共同的作業をする所の方法手段であるが、此 共同的作業の最も理想的な, 最も文明的な最も完備した る方法は、産業組合であります。……之が即ち今申し ました町村民の経済状態を改善し其生活状態を向上する に必要なる所の共同的作業を為すに, 最も完備した最も 文明的な, 最も理想的な機関である。 デあるから何うし ましても今後町村自治の発達を図り、町村民の経済状態 を改良して, 町村の住民をして楽しんで其職に励み, 其 町村の住民たるを他に向って誇る様にするには、産業組 合の設立を普及し其の活動を図るといふ事に帰着するの であります。……・産業組合と云ふても経済上即ち物質 的の方面にのみ効果があるのでなく, 其他の方面に効果 のあるのであって、殊に町村自治に必要なる、公共の観 念,独立自営の思想,又協同一致の精神といふことなど も産業組合の力に因って町村民に訓練なし得るやうな訳 でありますから、諸君の御尽力に依て本県の産業組合を 今後一層隆盛ならしむるといふ事が、町村自治の完成に 向て必要欠く可らざる要件であると 思ひます………」

## (12) 千石興太郎「町村自治と産業組合」 『島根県農会報』 大正3年9月号

以上の二論説によると,農村における地主と小農業者の協調は,小作農に土地を与えることによって実現でき,小作農に土地を売与することが,すなわち地主将来の利益ともなり,農村の平和円満にも及ぶ。そうして下級農民の経済状態を改善し,また町村自治の上からも産業組合を隆盛に趣かせることが繁要であることを主張す

る.

産業組合が「共同」の力により農業者の経済状態改善 に貢献する点を、

「数年前余輩は『農村と産業組合』と題する論文を、 島根農政研究会より印刷発表したるが、其の一節に於て 左の如き論断を試みたり.

農村の共同的作業は実に農業者の収利を増進し、農 家経済状態を改善するの唯一の方策にして、過去、現 在,将来に於て易らざるの鉄則である.殊に社会の進 運に伴ひ, 生存競争は益々激甚となり, 適者生存, 不 適者絶滅の法則が実現せらるること, 層一層顕著なら んとする時代に於ては、殊に共同作業の重要なること を認むる次第である。農業に於ける諸般の技術的の仕 事の上に付ての、共同作業の必要は今更論ずるまでも なく、農村の資金に付ての共同的作業、農業生産に必 要なる諸材料、農家の生計に要する諸物品を購買する 共同的作業、農業生産品を販売する共同的作業、必要 なる器具機械を使用する共同的作業、農業生産及農家 の生計に要する材料物品を加工製作するの 共同的作 業,是等は実に農業の収利を増進し、農家経済状態を 改善するに必要なる施設にして, 此の種の施設にして 適当に運用せられざる間は、農家経済の改善、農村の 刷新興隆は、決して期待せらるるものではないのであ る.

時代の変遷と社会の進歩は、共同の必要なることを世 人に向って益々適切に認識せしめつつあるにも拘らず、 本県農業者にして之に超然たらんか、衰滅と没落は当然 の報酬として其の頭上に落ち来らんのみ。」 (\*)

「産業組合、殊に販売、購買、生産事業を経営するの 産業組合の数を増加し、其の業務を発達せしむること は、本県農業者の今後に於て必ず実行せざるべからざる 重要事にして、経済的方面における共同をなすに当りて は最も進歩したる, 最も文明的なる, 最も完全なる組織 なりとす。」(4)

このように「共同」の必要をとき,産業組合の数を増 加し、その業務を発達させることが、農業者の経済的基 盤を強化する前提であるとする.

#### (13) 千石興太郎「孤立か共同か」

『島根県農会報』 大正8年1月号3~4頁

(14) 同上「孤立か共同か」 6頁

さきにみたごとく、千石は地主と小作人との協調に よって円満な理想的農村が建設されるとし、さらに進ん で、産業組合をはじめとする農村における諸般の施設経 営も、地方有力者ことに地主のイニシアチーブのもとに 行なわれるべきものとして, 「地主会」の組織を提唱す

「農村に於て農事改良に必要なる各種の施設計画を立 て、自ら其の中枢となりて努力活動し農業の利益を増進

し,農家経済状態の改善を図り,農村自治の発達を期図 するは, 是れ実に地主の天職なりとす. 故に地主たる者 は宣しく其の天職を尽し其の責務を全ふするに勉め、決 して懈怠する所なきを要す.

本県農業界に於ける近時の状態を観察するに, 其の天 職と責務を自覚するの地主漸次其の数を増加するに至れ るは、誠に斯界の為に慶賀すべきの現象にして, 或は農 会事業に力を尽し之れが活動を図るが如き、或は小作人 保護の為に種々の施設をなして之れを実行するが如き、 或は産業組合を設立して小農業者の利益を増進せんと勉 むるが如き、諸般の方面に向って地主の活動発奮決して 前日の比に非ず、されば之が為に地主の団体たる地主会 の組織に関して講究するの必要を感ずるに至らんとする は誠に当然の事なりとす……..」は

#### (15) 千石興太郎「地主会」

『島根県農会報』 大正2年2月号

「地主会」の提唱にしめされるように, 千石の産業組 合運動の思想的背景には,農村の中枢となって活動し, 小農業者の保護扶済と農家経済の改善をはかり、農村自 治の発達を企図するものとして, 地主の存在を重視する 面が存したことを見のがせない。このような千石の思想 は,彼が「産業組合主義的経済組織」を唱導するに至る 昭和に入っても、ぬぐい去られなかった。ここに産業組 合運動者としての千石興太郎の思想上の限界 があった と言わざるをえない。このような限界の生ずる根拠に は、千石の産業組合運動従事の契機が、地主的基盤にた つ農会人として出発したことにその一因を求め られよ う。彼が島根県に赴任したのは県農会幹事としてであっ た. 産業組合の設立育成は,「中産以下層の保護育成」 をはかる官僚を中心として「上から」の要請に もとづ き, 地主秩序を維持するために, 農会事業の一環として 行なわれた, 地主制度の温存並びに重視は千石の産業組 合運動にも影響し、その運動を進めるにあたって、思想 上の限界とならざるをえなかった。

以上島根県在任中の千石與太郎の所論を引用しつつ、 彼の産業組合理念を顧みてきたが、彼の産業 組合思想 は、小農業者の保護扶済をなして農家経済の改善をはか り、地主と小作人の協調のもとに円満な町村自治を完成 し,都市商工業者による農村支配を脱し,都会文明に対 する農村文明を樹立して, 国家将来の興隆発展を企図す ることに、その根幹がある.

このように島根県在任中の千石興太郎の産業組合思想 をみるならば、先に引用した坂本慶一氏の研究による平 田東助の産業組合思想と, 未だ根抵において変りはない と言わざるを得ない。平田東助における産業組合の究極 の目的を, 坂本氏は「天皇制国家の権力基盤を強化する

ことにある.」と指摘されるが、千石にあっても、以下 のように忠君愛国思想を強調し、こうした思想のもと に、農業者は農業に精励し、国家の興隆発展につくすべ きであるとする.

「………農民は常に身躰の健全と鍛練に努め、鋤鍬を取りて田畑を耕し、農業の改良をなして、一粒なりとも米麦を余計に取り、家を富まし村を盛んにし、円満なる家庭と繁栄なる農村をつくるのが、平時の忠君愛国である。戦争は十年か十五年に一度しかないので、戦争がなければ忠君愛国ができないとすれば、ふだんは不忠なる非愛国者にあまんぜなければならぬ。余輩は国民の多数を占る農民が、平時の忠君愛国心を発揮して、君の為国の為に農事に励精せんことを望む。而して一朝事あれば銃剣を取りて一身を君に捧げ、農民の天職たる国家の守護を全ふして、戦時の忠君愛国心を発揚せなければならぬ。………」(6)

(16) 千石興太郎「忠君愛国の思想を発揮すべし」 『島根県農会報』 明治44年4月号

千石興太郎の産業組合理念, ひいては我国の産業組合理念に転化を生じ, 産業組合が経済的主体性をもつに至るのは, 千石が中央に進出し, 産業組合の経済的基盤が変化するまで, 時を移さねばならない.

### 中央における協同組合運動とその思想

大正8年11月,千石興太郎は突然島根県を辞して南 洋郡島民政部に転じていったが,在島半カ年,家庭の不 幸によって帰国し,産業組合中央会主事となった。大正 9年9月のことである。

千石興太郎が中央会に入った時期は, 当時の社会経済 基盤の変化に対応して産業組合の転換期であり、全国組 織がつぎつぎと確立されていった。すなわち、大正12年 4月には、産業組合中央金庫法が成立し、また同年5月 には全購連が誕生し,昭和2年3月には大日本生糸販売 組合連合会が, さらに昭和6年には全国米穀販売組合連 合会が、昭和7年2月には全国産業組合製糸連合会が作 られた。千石はこれらの全国組織の確立に活躍し、専務 や相談役に就任する. その後昭和7年11月には全購連会 長となり、8年4月に産青連、12月には農産協を結成 して、それぞれの委員長、理事長となり、9年4月には 産業組合中央会の理事,10年5月にはその常務理事とな って、産業組合関係の巨頭の地位を固め、12年6月には 中央会副会頭,同年12月には全販連会長,13年3月には 日柑連会長となり、同年12月に貴族院議員に勅選さ れ,14年1月には中央会会頭に就任した。こうして全国 産業組合のいわば独裁者となったが、そこには千石の強 固な性格と意志が働いた。彼は農産協を組織し、農青連

を指導し、農村議員同盟を動かして反産運動と斗い、有 働良夫などの官僚派と争った。こうした千石の行動の背 後には、産業組合そのものの主体性が働いていた。

千石は産業組合の発展期に中央に進出し、彼の指導のもとに、島根時代の産業組合(それはまだ平田的段階をぬけきっていなかった)にはみられなかった、独自の主体性を産業組合に附与したのであった、ここでいう産業組合の主体性とは、国家の保護をうけ、大資本と提携して巨大な全国的系統機関をもった経済事業団体としての経済的主体性を意味する。このような経済的主体性は、第一次欧州大戦を契機として、我国資本主義は本格的な金融資本の確立期をむかえ、商業的農業の躍進による過剰生産、その反動としての恐慌、失業、地主制度に対する小作争議の頻発、昭和恐慌という、社会経済的基盤の変動に対応して作り出されたものであった。

当時の農村経済は「米と繭」に代表されるが、農村恐慌の嵐は小作争議を激化させ、地主制度をおどろかす。 こうした農村の動向にたいして、産業組合は市場の悪条件を打破して商業的農業を伸長させ、それによって小作争議を緩和して地主制度を護るという使命を与えられる。産業組合は、ここに商業的農業促進機関に転換した。<sup>60</sup>

(17) 栗原百寿『人物農業団体史』 新評論社163頁 ところで上述した社会経済的基盤の変化のなかで,産 業組合は新しい理念を要求されるが,干石興太郎の産業 組合思想はどのように体系化されたのであろうか。

千石は産業組合を次の如くみる.

「産業組合なる名前に含まれた意義は、我が国独自のものでなく、ここには一貫した世界的共通の思想があるのである、即ち相互協同自治自助の精神を基調として経済上無勢力な中産以下の人々の経済的利益を増進し、その社会的地位を向上安定せしむるが為に必要である.」(6)

## (18) 千石興太郎「産業組合という名前」 『家の光』 昭和7年7月号

このような思想は彼独自のものではなく,産業組合一般のものであろうが,こうした一般的産業組合思想の基礎の上にたって,彼の産業組合運動は展開される.千石は,その運動を推進するにあたって,産業組合員五訓を掲げ,相互信用,協力一致,平和的合法的行動,連合運動,実践活動を重視する.こうした産業組合員五訓は,まさしく産業組合精神そのものから必然的に生まれ出たものであった.

#### 産業組合員五訓

1. 産業組合運動の基は相互間の信用にあるを以て、 我々同志は飽までも責任を重んずること

- 2. 産業組合運動の強みは協同の精神にあるを以て、我々同志は常に協力一致すること
- 3. 産業組合運動の正しさは平和的合法的なることにあるを以て,我々同志は厳正に法規の範囲内に行動すること
- 4. 産業組合運動の威力は全国的に集結することにあるを以て、我々同志は連合運動に瀉進すること
- 5. 産業組合運動の進展は不断の実践にあるを以て、我 々同志は目標に向って力強く前進すること<sup>69</sup>

(19) 千石興太郎『家の光』 昭和8年9月号 このような産業組合員五訓は,千石興太郎によって高 くかかげられた産業組合主義にもとづくものであるが, 産業組合主義という新指導理論は,日本の産業組合が平 田的段階を去って,新しい協同組合理念の出現を意味す ることとなる。それは,産業組合が本来の協同組合的実 質をおびてきたことをしめすが,この産業組合主義は, 昭和初頭,「産業組合主義的経済組織」として,次のご とく示された。

「今や産業組合の制度は広く世界各国に普及し,自覚したる民衆は其の経済生活上欠くべからざる新組織として,之が発達に努力してをるのであって,之を称して産業組合主義的経済組織の完成を目標とする産業組合運動と云ひ得るのである.

Х

産業組合主義的経済組織とは、産業組合の各種形態の活動範囲を拡張することと、其の相互間の連絡と共同を組織的にならしむることとによりて実現せらるべき相互共同の新経済制度であって、民衆が資本主義的経済組織の災禍より免れ得べき唯一の平和的手段なのである。

 $\times$ 

全国的に産業組合主義の経済組織を樹立せんが為には、都市の産業組合と地方の産業組合、消費者の産業組合と生産者の産業組合、金融的産業組合と他の事業的産業組合等の連絡と共同を完全ならしめ、総てが同一の目的に向って邁進せなければならぬのであって、之が為には各種形態の産業組合が各種形態毎に全国的連合組織を完成なし、更に其の連合組織が相互に連絡共同なすことが最要なことなのである。

 $\times$ 

自覚したる民衆は資本主義の経済組織に向って、敢へて疾視敵対するの要はないのであって、静かに其の範囲より脱出して新たなる経済組織を樹立することに努力すればよいのである。余輩は資本主義の経済組織を利用なし能はざるものに向って、資本主義経済組織の降昌を羨望したり、又は其の崩解を期待したりするが如き態度をすてて、新たなる相互協同の経済制度を隆昌ならしむ

べく団結することを勧奨するのである.

 $\times$ 

資本に対する利潤の獲得を第一義とする資本主義的経済制度は、生産及び消費の両方面に於いて、民衆の福利を阻害し、其の生活を脅威すること甚だ多く、社会の憂思、民衆の災禍、因を之に発すること深甚なるものがあるのである。故に余輩は相互協同の経済制度たる産業組合の組織を完成し、其の機能を拡充して新経済組織を樹立し、之によりて民衆の福利を増進し、其の生活を安定し以て社会の偕和協調を実現せんことを期するのであって、是れ実に我が産業組合主義の到達せざるべからざる目標なのである。」(\*\*)

## (20) 千石興太郎「産業組合主義的経済組織」 『産業組合』 昭和3年11月号

千石の産業組合主義的経済組織に対して, 伊東勇夫氏 は次の如く批判される.

「……産業組合をして資本主義の矛盾の修正者とし、相互協同による経済制度を打建てんとするもので、きわめて斬新な内容と根本的理念をふくむものであった。……しかしながら、この理念は、『資本主義の経済組織にむかって、あえて嫉視するの要はないものであって、しずかにその範囲より脱出して新たなる経済組織を樹立することに努力すればよい』という傍観者的・協調主義を同居させていることを他の側面にもっていた。いうならば、一方で資本主義との離婚を宣言しながら、他方で資本主義との同衾を許すという曖昧さを身上とすることによって、激化してくる階級対立の現実から身を守ろうとする第三階級的孤立性を内蔵していた。………」(21)

## (21) 伊東勇夫『現代日本協同組合論』 お茶の水書房 68~69頁

また栗原百寿氏も以下のように批判する.

「この産業組合主義は国際的な協同組合主義の飜案であって、資本主義経済制度の改良策として協同組合主義的経済制度を主張する一種の理想主義に外ならなかった.」(22)

## (22) 栗原百寿『人物農業団体史』 新評論社 167頁

栗原氏の指摘された千石の理想主義の一面は、彼の産業組合理念とその実践運動の中にも見いだすことができる。すでに島根県農会報上の「弱者たる農業者」なる論説は引用したところであるが、この弱者の相互協同の団結の下に産業組合を組織し、産業組合による経済組織の建設こそが理想郷の実現を可能にするとして、次の論稿を発表している。こうした千石の理想主義は、すでに島根時代から形成されていた。

「経済上弱者の地位にある人たちは、相互協同といふ 旗印の下に団結することによってのみ、その経済生活を 支へることができる。この団結が大きくなればなるほ ど、その勢力は強大となって、遂には弱者自らが自らの 経済生活を支配し得るに至り、ここに吾等の所謂理想郷 を実現することができる。

吾々が同志と共に働きつつある産業組合運動は、この理想郷を実現せんとする実際運動であって、相互協同の組織である産業組合によって経済上弱者の地位にある全国の人たちを団結せしめ、その団結した勢力によって、自分たちの経済生活を支配せんとするものである。この産業組合に支配される経済生活を実現すること、言葉を換へて言へば産業組合による経済組織の建設が、吾々のなし遂げなければならぬ役目である。」(23)

## (23) 千石興太郎「産業組合主義経済社会の建設」 『家の光』臨時増刊 昭和6年12月号

こうした理想郷追求のための産業組合運動から, 昭和 恐慌につづく農村経済更生運動の過程では, 産業組合に よる農村経済の自主的統制を実現する運動として,

「農村産業組合運動は,産業組合による農村経済組織の建設を目標としているのである.而してこれは農業者による農村経済の自主的統制を実現することである.農村経済を農業者自からの手に支配することである.之が実現せざる間は,農村の経済更生を期することは出来ないのである.……」(24) と「自主的経済統制」を主張する.

## (24) 千石興太郎「産業組合製糸の進展に ついて理解を必要とする二三の事項」 『産業組合製糸』 昭和8年9月号

産業組合の進み方については、あくまでも斗争機関で はなく、産業組合員五訓にもとづいて、平和的、合法的な 経済運動であるべきとして、次の如き所見を有していた。

「産業組合を闘争機関のやうに心得である人たちがあって、それらの人たちは、農村では小作人ばかりの産業組合をつくって地主に対立して行かうとか、都市においては労働者の産業組合をつくって、資本家に対する闘争の機関に利用したいとかと考へてゐるやうであるが、かくの如き進みかたは、我々の進みかたと全然異ってゐる。我々は農村に於ては、その農村にある土地所有者も農業生産者も、即ち広い意味における農家のすべてを組合員として包容し、農村の経済を産業組合によって統制することを実現しようとしてゐるのである。もとより組合の業務は、主として組合員中の中小産者以下の人たちに強く役立ち得るやうにしなければならないのであって、これが為めには組合の役員や職員なども広く組合員中より適任者を推薦しなければならぬ必要もあるだら

う. 又組合の業務の経営についても改善しなければならぬことも多からうと思うのであるが、産業組合のプロレタリ化とか無産者の産業組合とか云ふ流行語らしきことを看板にして、農村において闘争を目的とするやうな産業組合をつくることは、我々の極力排撃するところなのである。都市における労働者のつくる産業組合――消費組合にしても、組合そのものを資本家に対する闘争機関として取扱ふやうなことは我が産業組合の本質よりして認め得べからざることであって、かくの如きやりかたは、産業組合と労働組合とを混同した間違った進みかたなのである。

政治上においては、我が産業組合は飽迄も中立の地位に立ち、いやしくも一党一派のために、産業組合が利用せらるるやうなことは極力防止しなければならぬ。組合の役職員は勿論、組合員は各自政治的主張を異にしてゐるのは当然のことであるから、各自が個人として政治運動に自由なる行動を取るべきは勿論のことであるが、各自は相戒め、相図りて組合を政治運動の渦中に投ずるが如きことなきやう、慎重に考慮しなければならぬ。更に思想運動や社会運動の上についても、産業組合の業務としては之に関与すべき範囲外であるので、我々は産業組合の勢力を平和的、合法的なる経済運動に集中する事を以て、進むべき正道と心得なければならぬのである。」(25)

## (25) 千石興太郎「産業組合の進み方」 『家の光』 昭和7年3月号

ところで、千石は、平田東助にはみられなかった「産業組合主義的経済組織」という新理念を生みだして、経済的主体性をもった産業組合主義を唱導しつつも、島根時代から一貫して地主制度を是認し、それとの協調をとる姿勢をあらためなかった。この期の地主、小作関係についての千石の所論を以下に引用しよう。

「……過去に於ける農業政策が,徒らに生産増加の方面に偏重してをって,実際耕作に従事してをる多数小作人の,経済的社会的の地位を向上せしむるべき福利増進の方面に重きを置かざる為め,農会,産業組合を初めとし,各種の農村機関が組織整然として具備せられたりと雖も,これ等も亦其の真正の目的を達成することをなし能はざるが為めに,事実に於いて小作人の経済は思ふ様に改善せられず,其の生活が向上安定するに至らざるの結果を顕著ならしめ,茲に於いてか,小作人の地主に対する現状打破論が先づ以て勃興して,現時の如き小作争議が頻発するに至ったのである。

現在に於ける地主対小作の争議に,小作人側よりすれば最初の現状打破行動として,当然なさざるべからざる順序なるべしと雖も,若し之によりて小作問題が完全に

解決され、小作人が其の福利を享受すべき満足なる境遇に到達したるものなりと思考してをるなれば、其れは恐らくは捕らぬ狸の皮算用であって、害になる考へ違ひである。小作問題解決の対象となるべきものは、決して地主ばかりではないのであって、他により以上大なる関係を有するものがある。若しも地主に抗争して之を農村より絶滅することが、小作問題の解決に必要なりとすれば、其以前に、其以上の抗争絶滅を必要とするものがある。それは農村における都市の勢力であって、都市の商工業者や金融業者が、農村に対する傍若無人的行動、都市を背景として農村を喰物にする各方面の事業と事業家の如きは之である。而して之等を黙認する政治家も亦、農村より排除すべきであって、普通選挙は之を実現するの好機会である。

×

小作人に取りては全然利用なし得ざる,又利用すると自己の福利を増進なし得るどころか,寧ろ犠牲を支払はざるべからざる,現在の営利を目的とする資本主義的経済機関を農村より敬遠して,之に代るべき自分たちの相互的結合による民衆的経済機関を樹立することは,小作問題の解決に取りて絶対に除外すべからざる重要事項であって,之が為には現在の産業組合を更に一層民衆化して,之を農村唯一の経済機関として,積極的に活動せしむることが,小作人に取りて,実際的問題として最も価値あるものである。天のみ仰いで実現の可能性に乏しき議論をなすを得意とする人たちはとにかく,大地をふみしめて,歩一歩理想に到達しようとする人たちは,此の実際的問題に全力を捧ぐべきである。

 $\times$ 

抗争の為の抗争,破壊の為めの破壊は国家 社会の為めに甚だ好ましからざるところ,余輩は飽迄も協調の為めの抗争,建設の為めの破壊を主張するのである.農村現在の抗争も,時の力によりて両者更に一段の自覚を生ぜば,そこに平等の立場に於ける階級協調の舞台が来るべきは,余輩の所期するところであって,産業組合は将来の大局を達観して,須らくこれが為めに出来得る限りの力を尽さざるべからざるもので,そこ迄進んできて初めて共存同栄の主義が徹底したと云ひ得るのであると思う。」(26)

## (26) 千石興太郎「産業組合と小作問題」 『産業組合』 昭和2年7月号

農村内部の地主と小作人は抗争する以前に、まず都市 の側と抗争するため、地主と小作人は協調して、産業組 合を民衆化しながらその発達をはかるべきであると説く、このような点を指摘して、栗原氏は、「千石の産業組合主義は国際的な協同組合主義そのものでなく、特殊な日本的協同組合主義であった。それはいうなれば半封建的な協同組合主義であって、半封建的な地主制度の克服ではなくて、それとの妥協の上に立つものであった。」(27)という。

(27) 栗原百寿『人物農業団体史』新評論社167頁 地主と協調して産業組合の民衆化をはかるということは,実際上無理であり,ここに千石の産業組合運動のひとつの限界があることは,すでに指摘したところである。千石は,まず農村内部で解決されねばならぬ地主と小作農との関係を,両者の協調というかたちで問題の解決をはかろうとしたばかりでなく,農村対都市というかたちに問題をすりかえる。大正末期から頻発する小作争議は,依然として小作農の低い経済状態をしめしていた。このような状態で,農村の多くの自小作農を民衆化すべき産業組合が,本格的な自由な協同組合に達する道は遠かった。こうした事情が,さきに引用したような「産業組合による組合員の自主的統制」の手段をとらせ,それによって組合の民衆化をはかることとなる。

反産運動と,産業組合側の反・反産運動を通じ,さらに「産業組合拡充五ケ年計画」および「三ケ年計画」を経て,産業組合は国家独占資本主義的統制経済にくみてまれていく。こうして産業組合の主体性は,戦時経済の進展のうちに見失われていくこととなる。千石によって「産業組合主義」として樹立された新理念も,この過程において限界を画さざるをえなかった。

#### た す び

千石興太郎の産業組合運動は、島根時代および中央を通じて強烈に展開された。彼は産業組合の独裁的地位をほしいままにしたが、その運動の背後にある思想には島根時代に形成された理念も多く、その後の彼の中央での活躍と、社会経済的基盤の変化は、彼の協同組合理念を「産業組合主義的経済組織」として集約させた。

千石の協同組合運動の限界は、地主制度の温存並びに それとの協調主義の基調に立脚していたこと、さらに彼 の「産業組合主義」も戦時統制経済下において、その主 体性をそう失せざるをえなかったことにもとめられよ う。千石の協同組合理念の限界となった地主制が払拭さ れ、協同組合独自の道を歩めるに至った戦後の農業協同 組合に、新しい協同組合理念がもとめられることとなる。